

青森市学生消防団活動認証事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に本市の消防団員として消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生消防団活動認証 市長が本市の消防団員として消防団活動に取り組み、顕著な実績を収めた大学生等として認証することをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 大学生等 大学等に在学している者又は卒業若しくは修了して3年以内の者をいう。

(対象者)

第3条 学生消防団活動認証の対象となる者は、市内に在住する大学生等で、在学中に本市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者、その他これに準ずるものとして市長が特に認めた者（以下「認証対象団員」という。）とする。

(推薦)

第4条 学生消防団活動認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、学生消防団活動認証を受ける者として推薦しようとするときは、市長に認証推薦書（様式第2号）を提出するものとする。

(審査)

第5条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出されたときは、その内容を別に定める基準に基づき審査し、学生消防団活動認証の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第6条 市長は、前条の審査により認証することを決定したときは、第4条第

2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、青森市学生消防団活動認定書決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条の審査により認証しないことを決定したときは、第4条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、青森市学生消防団活動審査不認証決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（認証状等の交付）

第7条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、青森市学生消防団活動認証状（様式第5号）を交付するものとする。

- 2 前項の青森市学生消防団活動認証状の交付を受けた者は、必要の都度市長に青森市学生消防団活動認証証明書（様式第6号）の交付を申し出ることができる。

- 3 市長は、前項の申出があったときは、青森市学生消防団活動認証証明書を交付しなければならない。

（認証の取消し）

第8条 市長は、被認証者が次のいずれかに該当するときには、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられたとき。
- (2) 認証の根拠となる事項に虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があったとき。

- 2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに返納しなければならない。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。